



平成 24 年 3 月 28 日

各 位

会 社 名 株式会社ホリプロ  
代表者名 代表取締役社長 堀義貴  
(コード番号 9667 東証第一部)  
問合せ先 専務取締役 安永 和男  
(TEL. 03-3490-4601)

## **定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関する承認決議 並びに全部取得条項付普通株式の取得に係る基準日設定に関するお知らせ**

当社は、平成 24 年 2 月 29 日付「定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ」(以下「当社プレスリリース」といいます。)においてお知らせいたしましたとおり、本日、当社定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式(下記 I. ②において定義します。以下同じです。)の全部の取得について、臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)及び普通株式を有する株主の皆様を構成員とする種類株主総会(以下「本種類株主総会」といいます。)に付議いたしましたところ、下記のとおり、いずれも承認可決されましたのでお知らせいたします。

この結果、当社普通株式は、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)の上場廃止基準に該当することとなりますので、本日から平成 24 年 4 月 30 日までの間、整理銘柄に指定された後、平成 24 年 5 月 1 日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式を東京証券取引所において取引することはできません。

また、当社は、本日開催の取締役会において、全部取得条項付普通株式の取得について、平成 24 年 5 月 7 日を基準日(以下「基準日」といいます。)と定め、同日の最終の当社の株主名簿に記録された株主の皆様をもって、当該株主の皆様が保有する全部取得条項付普通株式の全て(但し、当社の自己株式を除きます。)を、平成 24 年 5 月 8 日を取得日として当社が取得し、当該取得と引換えに、全部取得条項付普通株式 1 株につき 1,269,220 分の 1 株の割合をもって当社の A 種種類株式(下記 I. ①において定義します。)を交付する株主の皆様として定めることを決議いたしましたので、併せてお知らせいたします。

記

### I. 定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に係る議案の内容

当社は、当社プレスリリースにおいてお知らせいたしましたとおり、以下の①から④の当社定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の全部取得について必要なお承認をいただくため、本日、本臨時株主総会及び本種類株主総会を開催いたしました。

- ① 当社の定款の一部を変更し、定款変更案第 6 条の 2 に定める内容の A 種種類株式(以下「A 種種類株式」といいます。)を発行する旨の定めを新設し、当社を種類株式発行会社(会社法第 2 条第 13 号に定義するものをいいます。以下同じです。)といたします。

- ② 上記①による変更後の当社定款の一部を追加変更し、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）を付す旨の定めを新設いたします（全部取得条項が付された後の普通株式を、以下「全部取得条項付普通株式」といいます。）。
- ③ 会社法第 171 条並びに上記①及び②による変更後の定款に基づき、株主総会の決議によって、当社は、当社を除く全部取得条項付普通株式に係る株主（以下「全部取得条項付普通株主」といいます。）の皆様から全部取得条項付普通株式の全てを取得し、当該取得の対価として、当社は、全部取得条項付普通株主の皆様に対して、その保有する全部取得条項付普通株式 1 株と引換えに A 種種類株式を 1,269,220 分の 1 株の割合をもって交付いたします。なお、この際、有限会社青春社（以下「青春社」といいます。）以外の株主の皆様に対して交付される A 種種類株式の数は、いずれも 1 株未満の端数となる予定です。また、交付される A 種種類株式が 1 株未満となる各株主の皆様につきましては、会社法第 234 条その他の関係法令の定めに従って、最終的には金銭が交付されることとなります。
- ④ 上記①及び②による変更後の当社の定款の一部を追加変更し、毎年 3 月 31 日を定時株主総会の基準日とする定めを削除いたします。

## II. 当社の定款一部変更（上記①、②及び④）の承認決議

### 1. 承認可決された事項の内容

上記①及びこれに伴う所要の定款変更は、本臨時株主総会における第 1 号議案として付議され、承認可決されました。また、上記②は本臨時株主総会における第 2 号議案及び本種類株主総会における議案として付議され、いずれも承認可決されました。さらに、上記④及びこれに伴う条数の繰り上げ等の調整は、本臨時株主総会における第 4 号議案として付議され、承認可決されました。

本臨時株主総会第 1 号議案に係る定款変更の内容は、当社プレスリリース「I 定款一部変更 1. 種類株式発行に係る定款一部変更の件（「定款一部変更の件その 1」）」に記載のとおりであり、また本臨時株主総会第 2 号議案及び本種類株主総会における議案に係る定款変更の内容は、当社プレスリリース「I 定款一部変更 2. 全部取得条項に係る定款一部変更の件（「定款一部変更の件その 2」）」に記載のとおりであり、本臨時株主総会第 4 号議案に係る定款変更の内容は、当社プレスリリース「III. 定時株主総会基準日に係る定款一部変更の件（「定款一部変更の件その 3」）」に記載のとおりです。

### 2. 定款変更の効力発生

上記①及びこれに伴う所要の定款変更の効力は、本臨時株主総会の承認可決をもって本日発生しております。また、上記②の効力は、本臨時株主総会及び本種類株主総会における承認可決により、平成 24 年 5 月 8 日に発生いたします。そして、上記④及びこれに伴う条数の繰り上げ等の調整は、本臨時株主総会及び本種類株主総会における承認可決をもって本日発生しております。

## III. 全部取得条項付普通株式の取得（上記③）の承認決議

### 1. 承認可決された事項の内容

全部取得条項付普通株式の取得は、その他の必要事項の決定を取締役に一任いただくことを含めて本臨時株主総会における第 3 号議案として付議され、承認可決されました。当該議案の内容は、当社プレスリリース「II. 全部取得条項付普通株式の取得の件」に記載のとおり、会社法第 171 条

第1項並びに上記①及び②による変更後の当社の定款に基づき、取得日（下記2.において定義します。）において、当社が全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、取得日前日の最終の当社の株主名簿に記録された当社を除く全部取得条項付普通株主の皆様に対して、その保有する全部取得条項付普通株式1株につき、A種種類株式を1,269,220分の1株の割合をもって交付するものです。なお、青春社以外の各株主の皆様に対して取得対価として交付されるA種種類株式の数は、1株未満の端数となる予定です。

## 2. 全部取得条項付普通株式の取得の効力発生

上記③の全部取得条項付普通株式の取得の効力は、本臨時株主総会及び本種類株主総会の承認可決により、上記②の全部取得条項の付加に係る定款一部変更の件に係る定款の効力が生じることを条件として、平成24年5月8日（以下「取得日」といいます。）に発生いたします。

## 3. 全部取得条項付普通株式の取得の実施に関する手続

全部取得条項付普通株式の取得の効力が発生した場合、当社は、取得日に、全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、上記①によって設けられるA種種類株式を交付するものです。

当該交付がなされるA種種類株式の数については、当社を除く全部取得条項付普通株主の皆様に対して、その保有する全部取得条項付普通株式1株につき、A種種類株式を1,269,220分の1株の割合をもって交付するものといたします。

かかる株主の皆様に対するA種種類株式の交付の結果生じる1株未満の端数につきましては、その合計数（会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当するA種種類株式を、会社法第234条の定めに従って売却し、当該売却によって得られた代金をその端数に応じて当該株主の皆様へ交付いたします。かかる売却手続に関し、当社は、会社法第234条第2項の規定に基づく裁判所の許可を得た上で、青春社に売却すること、または同項及び同条第4項の規定に基づく裁判所の許可を得た上で、当社が買い取することを予定しております。この場合のA種種類株式の売却価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、各全部取得条項付普通株主の皆様が従前保有していた全部取得条項付普通株式の数に1,050円（青春社が当社普通株式に対する公開買付を行った際における当社普通株式1株当たりの公開買付価格）を乗じた金額に相当する金銭が当該全部取得条項付普通株主の皆様へ交付されるような価格に設定することを予定しております。但し、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

#### IV. 全部取得条項付普通株式の取得等に関する日程の概要（予定）

全部取得条項付普通株式の取得等に関する日程の概要は以下のとおりです。

本臨時株主総会及び本種類株主総会開催日	平成 24 月 3 月 28 日（水）
種類株式発行に係る定款一部変更の効力発生日	平成 24 月 3 月 28 日（水）
定時株主総会基準日に係る定款一部変更の効力発生日	平成 24 月 3 月 28 日（水）
当社普通株式の整理銘柄への指定	平成 24 月 3 月 28 日（水）
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式交付に係る基準日設定公告	平成 24 月 3 月 29 日（木）
当社普通株式の東証一部における売買最終日	平成 24 月 4 月 27 日（金）
当社普通株式の上場廃止日	平成 24 月 5 月 1 日（火）
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式交付に係る基準日	平成 24 月 5 月 7 日（月）
全部取得条項に係る定款一部変更の効力発生日	平成 24 月 5 月 8 日（火）
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式交付の効力発生日	平成 24 月 5 月 8 日（火）

以 上